Creating for the Future

ＳＷＣＣグループ
グリーン調達ガイドライン

2024 年 12月24日 第 6.0 版

SWCC株式会社

【 目次 】

１．本ガイドラインの目的 …… 1

２．適用範囲 …… 1

３．グリーン調達の考え方 …… 1

４．お取引先様へのお願い事項 …… 2

付表１．管理対象化学物質の明細 …… 3
付表２．労働安全衛生法 製造禁止物質 …… 3
付表３．労働安全衛生法 製造許可物質（特定化学物質第 1 類物質） …… 3
付表４．化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法） 第一種特定化学物質 …… 4
付表５．毒物及び劇物取締法（毒劇法） 特定毒物 …… 5
付表６．オゾン層保護法 モントリオール議定書附属書 A、B、C、E …… 5
付表７．POPs 条約 附属書 A、B、C …… 7
付表８．SWCC グループが独自に使用を禁止する塩素系有機溶剤 …… 8
付表９．EU RoHS 指令制限物質 …… 8
様式１ お取引先様の環境保全活動の評価票 …… 9

1．本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、SWCC グループのグリーン調達に関する基本的な考え方と具体的な基準および運用について定め、調達品の含有化学物質に関する管理を実施することを目的とするものです。

2．適用範囲

本ガイドラインは、SWCC グループが調達する製品、部品、材料、原料、副資材等に適用します。

ただし、仕様書、図面、発注時文書（電子メール）などで、SWCC グループ各社の所管部門とお取引先様とで合意した場合は本ガイドラインの適用除外とする場合があります。

3．グリーン調達の考え方

SWCC グループは、環境理念、基本方針を定め、環境保全活動に取り組んでいます。

環境理念

SWCC グループは、かけがえのない地球をより健全な状態で次世代へ引き継ぐことが良き企業市民の使命であることを認識し、すべての事業活動を通じ環境保全に努め、持続的発展が可能な社会の構築に貢献します。

基本方針

(1) 関連する環境法規制および当社が同意するその他の要求事項を順守します。

(2) 事業活動・製品およびサービスの各領域において、環境側面を認識した環境目標を設定し、汚染の予防、気候変動の緩和、および持続可能な資源の利用を含む環境保護を推進します。

(3) 環境パフォーマンスの向上に努め、環境マネジメントシステムの継続的改善を図ります

また、お取引先様と共に果たすべき社会的責任の基本的な考え方、お願いしたい事項を「サプライチェーン サステナビリティ推進ガイドライン」としてまとめております。

参照先：https://www.swcc.co.jp/jpn/sustainability/pdf/scmguide.pdf

「サプライチェーン サステナビリティ推進ガイドライン」の趣旨をご理解いただき、ご協力の程、お願い致します。

SWCC グループでは、 環境保全活動の取り組みの一つとして、環境負荷が小さい製品、部品、材料、原料、副資材等を、環境保全を推進しているお取引先様から積極的に調達（グリーン調達）することを推進しています。

以下の項では、グリーン調達に関する SWCC グループの基本的な考え方を示し、併せて納入していただく物品について、お取引先様にお願いする事項を示しています。

SWCC グループは、本ガイドラインに基づく調達活動を通して、お取引先様とともに環境保全活動に取り組んでまいります。

3．1 お取引先様の環境保全活動の評価

お取引先様の環境保全活動の取り組み状況を**様式 1** に基づき評価させていただきます。評価は、①新規お取引開始時、②お取引継続評価要の時（評価ランク B,C のお取引先様に対し 3 年に一回程度）、③ガイドライン見直し等により必要と判断した場合、に実施します。

お取引先様の選定またはお取引継続の決定に際し、品質（Q）、価格（C）、納期（D）、サービス（S）に加えて、この評価結果も考慮させていただくこととします。

注）ご提供いただいた個人情報、機密情報は、SWCC グループ会社間で共有させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。 なお、お取引様から提供いただきました情報は、十分な管理を行ない、グリーン調達に関する情報を取得する目的以外では使用いたしません。

3．2 調達品の含有化学物質の管理

調達品の含有化学物質は、「JIS Z 7201:2017 製品含有化学物質管理－原則及び指針」に即した管理を実施します。 また、調達品の含有化学物質に関し、禁止物質、制限物質を**表 1** のように定め管理します。禁止物質、制限物質の詳細は、**付表 1～9** に示しま

す。なお、調達品によっては、SWCC グループ各社の所管部門が個別に禁止物質、制限物質を指定する場合がありますので、その場合はその指定に従って下さい。

表 1　調達品の含有化学物質の管理区分

管理区分	管理基準
禁止物質	調達品への含有、および調達品の製造工程における使用を禁止する物質
制限物質	一部製品を除き、調達品への含有および調達品の製造工程における使用を制限する物質 （当社が指定する RoHS 指令対象外の製品には適用しません。）

４．お取引先様へのお願い事項

４．１ マネジメントシステムの構築・実施

ISO9001、ISO14001 認証の取得、これに準じた第三者認証（環境省エコアクション 21 等）の取得、またはお取引先様独自の品質・環境マネジメントシステムを構築し、実施していること。

４．２ 環境保全活動の推進

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の公害防止の取り組みだけではなく、地球温暖化防止、循環型社会形成、生物多様性保全などの環境保全に対する積極的な取り組みを推進していること。

４．３ 環境負荷の低減

SWCC グループに納入していただく物品（納入品）について、以下の項目を参考に環境負荷の低減を図っていること。

規制物質の使用禁止・適正管理／省資源／省エネ／長期間使用可能／再使用可能／リサイクル可能／解体配慮設計／梱包・包装の合理化／廃棄処理容易性／輸送時の環境配慮

４．４ 含有化学物質の管理

納入品の含有化学物質は、「JIS Z 7201:2017 製品含有化学物質管理－原則及び指針」に即した管理を実施していること。また、労働安全衛生法、化学物質排出把握管理促進法（PRTR 法）等の法令により、化学物質等安全データシート（SDS（Safety Data Sheet））提供、ラベル表示が義務付けられている物質を含有している場合は、法令に基づいて対応していること。

４．５ 含有化学物質に関する調査

納入品の含有化学物質調査に対しては、指示された回答ツール、弊社様式またはその他様式にて、期日までに回答すること。

代表的な調査・回答ツールを以下に示します。これ以外のツール、様式を使用する場合もあります。適宜、所管部門担当者にお問合せ下さい。

・chemSHERPA

発行元：アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）

ツール、マニュアル等入手先：https://chemsherpa.net/tool/

・JAPIA 統一データシート

発行元：日本自動車部品工業会（JAPIA）

ツール、マニュアル等入手先：https://www.japia.or.jp/work/kankyou/japiasheet/

４．６ その他

必要に応じて監査させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

以上

付表１．管理対象化学物質の明細

分類	対象物質	リスト
禁止物質	労働安全衛生法 製造禁止物質	**付表２**
	労働安全衛生法 製造許可物質（特定化学物質第 1 類物質）	**付表３**
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）第一種特定化学物質	**付表４**
	毒物及び劇物取締法（毒劇法）特定毒物	**付表５**
	オゾン層保護法 モントリオール議定書附属書 A、B、C、E	**付表６**
	POPs 条約 附属書 A、B、C	**付表７**
	SWCCグループが独自に使用を禁止する塩素系有機溶剤	**付表８**
制限物質	EU　RoHS指令制限物質 （当社が指定するRoHS指令対象外の製品には適用しません）	**付表９**

注記：**付表２**以降に示す物質リストは、2024年11月1日時点の諸法令に基づくものです。基本的には、最新の法令で規定されている物質を対象とします。法改正に伴い物質が追加された場合は、その都度リストに追加していきますが、念のため最新法令をご確認下さい。

付表２．労働安全衛生法 製造禁止物質

No.	名称
1	黄りんマッチ
2	ベンジジン及びその塩
3	四―アミノジフエニル及びその塩
4	石綿（次に掲げる物で厚生労働省令で定めるものを除く。） イ　石綿の分析のための試料の用に供される石綿 ロ　石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿 ハ　イ又はロに掲げる物の原料又は材料として使用される石綿
5	四―ニトロジフエニル及びその塩
6	ビス（クロロメチル）エーテル
7	ベータ―ナフチルアミン及びその塩
8	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の五パーセントを超えるもの
9	2、3若しくは5から7までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物

付表３．労働安全衛生法 製造許可物質（特定化学物質第1類物質）

No.	名称
1	ジクロルベンジジン及びその塩
2	アルファ―ナフチルアミン及びその塩
3	塩素化ビフエニル（別名ＰＣＢ）
4	オルト―トリジン及びその塩
5	ジアニシジン及びその塩
6	ベリリウム及びその化合物
7	ベンゾトリクロリド
8	１から６までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は７に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。）

付表４．化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法） 第一種特定化学物質

No.	名称
1	ポリ塩化ビフェニル
2	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が 2 以上のものに限る。）
3	ヘキサクロロベンゼン
4	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン（別名 アルドリン）
5	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン（別名 ディルドリン）
6	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エンド-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン（別名 エンドリン）
7	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン（別名 DDT）
8	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン、1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名 クロルデン又はヘプタクロル）
9	ビス(トリブチルスズ)=オキシド
10	N,N′-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N′-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又は N,N′-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン
11	2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール
12	ポリクロロ-2,2-ジメチル-3-メチリデンビシクロ[2.2.1]ヘプタン（別名 トキサフェン）
13	ドデカクロロペンタシクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン（別名 マイレックス）
14	2,2,2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール又は2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール（別名 ケルセン又はジコホル）
15	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン
16	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール
17	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)（別名 PFOS）又はその塩
18	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド（別名 PFOSF）
19	ペンタクロロベンゼン
20	r-1,c-2,t-3,c-4,t-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名 α-ヘキサクロロシクロヘキサン）
21	r-1,t-2,c-3,t-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名 β-ヘキサクロロシクロヘキサン）
22	r-1,c-2,t-3,c-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名 γ-ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン）
23	デカクロロペンタシクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン-5-オン（別名 クロルデコン）
24	ヘキサブロモビフェニル
25	テトラブロモ(フェノキシベンゼン)（別名 テトラブロモジフェニルエーテル）
26	ペンタブロモ(フェノキシベンゼン)（別名 ペンタブロモジフェニルエーテル）
27	ヘキサブロモ(フェノキシベンゼン)（別名 ヘキサブロモジフェニルエーテル）
28	ヘプタブロモ(フェノキシベンゼン)（別名 ヘプタブロモジフェニルエーテル）
29	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド（別名 エンドスルファン又はベンゾエピン）
30	ヘキサブロモシクロドデカン
31	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル
32	ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が 10 から 13 までのものであって、塩素の含有量が全重量の 48%を超えるものに限る。）
33	1,1′-オキシビス(2,3,4,5,6-ペンタブロモベンゼン)（別名 デカブロモジフェニルエーテル）
34	ペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）又はその塩
35	ペルフルオロ(ヘキサン-１-スルホン酸）（別名PFHxS）若しくはペルフルオロ(アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が６のものに限る。）又はこれらの塩
36	ペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が八のものに限る。）（PFOAの異性体）又はその塩
37	ペルフルオロオクタン酸関連物質（ペルフルオロオクチル＝ヨージド、八：二フルオロテロマーアルコール及び厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの）

付表５．毒物及び劇物取締法（毒劇法） 特定毒物

No.	名称
1	オクタメチルピロホスホルアミド
2	四アルキル鉛
3	ジエチルパラニトロフエニルチオホスフエイト
4	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト
5	ジメチル―(ジエチルアミド―一―クロルクロトニル)―ホスフエイト
6	ジメチルパラニトロフエニルチオホスフエイト
7	テトラエチルピロホスフエイト
8	モノフルオール酢酸
9	モノフルオール酢酸アミド
10	1から9に掲げる毒物のほか、1から9に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であつて政令で定めるもの

付表６．オゾン層保護法 モントリオール議定書附属書A、B、C、E

No.	名称	附属書
1	トリクロロフルオロメタン（別名 CFC-11）	A-Ⅰ
2	ジクロロジフルオロメタン（別名 CFC-12）	
3	トリクロロトリフルオロエタン（別名 CFC-113）	
4	ジクロロテトラフルオロエタン（別名 CFC-114）	
5	クロロペンタフルオロエタン（別名 CFC-115）	
6	ブロモクロロジフルオロメタン（別名ハロン-1211）	A-Ⅱ
7	ブロモトリフルオロメタン（別名ハロン-1301）	
8	ジブロモテトラフルオロエタン（別名ハロン-2402）	
9	クロロトリフルオロメタン（別名 CFC-13）	B-Ⅰ
10	ペンタクロロフルオロエタン（別名 CFC-111）	
11	テトラクロロジフルオロエタン（別名 CFC-112）	
12	ヘプタクロロフルオロプロパン（別名 CFC-211）	
13	ヘキサクロロジフルオロプロパン（別名 CFC-212）	
14	ペンタクロロトリフルオロプロパン（別名 CFC-213）	
15	テトラクロロテトラフルオロプロパン（別名 CFC-214）	
16	トリクロロペンタフルオロプロパン（別名 CFC-215）	
17	ジクロロヘキサフルオロプロパン（別名 CFC-216）	
18	クロロヘプタフルオロプロパン（別名 CFC-217）	
19	四塩化炭素	B-Ⅱ
20	1･1･1-トリクロロエタン	B-Ⅲ
21	ジクロロフルオロメタン（別名 HCFC-21）	C-Ⅰ
22	クロロジフルオロメタン（別名 HCFC-22）	
23	クロロフルオロメタン（別名 HCFC-31）	
24	テトラクロロフルオロエタン（別名 HCFC-121）	
25	トリクロロジフルオロエタン（別名 HCFC-122）	
26	ジクロロトリフルオロエタン（別名 HCFC-123） ①2･2-ジクロロ-1･1･1-トリフルオロエタン（別名 HCFC-123） ②その他のもの	
27	クロロテトラフルオロエタン（別名 HCFC-124） ①2-クロロ-1･1･1･2-テトラフルオロエタン（別名 HCFC-124） ②その他のもの	
28	トリクロロフルオロエタン（別名 HCFC-131）	

No.	名称	附属書
29	ジクロロジフルオロエタン（別名 HCFC-132）	C－Ⅰ
30	クロロトリフルオロエタン（別名 HCFC-133）	
31	ジクロロフルオロエタン（別名 HCFC-141） ①1･1-ジクロロ-1-フルオロエタン（別名 HCFC-141b） ②その他のもの	
32	クロロジフルオロエタン（別名 HCFC-142） ①1-クロロ-1･1-ジフルオロエタン（別名 HCFC-142b） ②その他のもの	
33	クロロフルオロエタン（別名 HCFC-151）	
34	ヘキサクロロフルオロプロパン（別名 HCFC-221）	
35	ペンタクロロジフルオロプロパン（別名 HCFC-222）	
36	テトラクロロトリフルオロプロパン（別名 HCFC-223）	
37	トリクロロテトラフルオロプロパン（別名 HCFC-224）	
38	ジクロロペンタフルオロプロパン（別名 HCFC-225） ①3･3-ジクロロ-1･1･1･2･2-ペンタフルオロプロパン（別名 HCFC-225ca） ②1･3-ジクロロ-1･1･2･2･3-ペンタフルオロプロパン（別名 HCFC-225cb） ②その他のもの	
39	クロロヘキサフルオロプロパン（別名 HCFC-226）	
40	ペンタクロロフルオロプロパン（別名 HCFC-231）	
41	テトラクロロジフルオロプロパン（別名 HCFC-232）	
42	トリクロロトリフルオロプロパン（別名 HCFC-233）	
43	ジクロロテトラフルオロプロパン（別名 HCFC-234）	
44	クロロペンタフルオロプロパン（別名 HCFC-235）	
45	テトラクロロフルオロプロパン（別名 HCFC-241）	
46	トリクロロジフルオロプロパン（別名 HCFC-242）	
47	ジクロロトリフルオロプロパン（別名 HCFC-243）	
48	クロロテトラフルオロプロパン（別名 HCFC-244）	
49	トリクロロフルオロプロパン（別名 HCFC-251）	
50	ジクロロジフルオロプロパン（別名 HCFC-252）	
51	クロロトリフルオロプロパン（別名 HCFC-253）	
52	ジクロロフルオロプロパン（別名 HCFC-261）	
53	クロロジフルオロプロパン（別名 HCFC-262）	
54	クロロフルオロプロパン（別名 HCFC-271）	
55	ジブロモフルオロメタン	C-Ⅱ
56	ブロモジフルオロメタン（別名 HBFC-22b1）	
57	ブロモフルオロメタン	
58	テトラブロモフルオロエタン	
59	トリブロモジフルオロエタン	
60	ジブロモトリフルオロエタン	
61	ブロモテトラフルオロエタン	
62	トリブロモフルオロエタン	
63	ジブロモジフルオロエタン	
64	ブロモトリフルオロエタン	
65	ジブロモフルオロエタン	
66	ブロモジフルオロエタン	
67	ブロモフルオロエタン	
68	ヘキサブロモフルオロプロパン	

No.	名称	附属書
69	ペンタブロモジフルオロプロパン	C−Ⅱ
70	テトラブロモトリフルオロプロパン	
71	トリブロモテトラフルオロプロパン	
72	ジブロモペンタフルオロプロパン	
73	ブロモヘキサフルオロプロパン	
74	ペンタブロモフルオロプロパン	
75	テトラブロモジフルオロプロパン	
76	トリブロモトリフルオロプロパン	
77	ジブロモテトラフルオロプロパン	
78	ブロモペンタフルオロプロパン	
79	テトラブロモフルオロプロパン	
80	トリブロモジフルオロプロパン	
81	ジブロモトリフルオロプロパン	
82	ブロモテトラフルオロプロパン	
83	トリブロモフルオロプロパン	
84	ジブロモジフルオロプロパン	
85	ブロモトリフルオロプロパン	
86	ジブロモフルオロプロパン	
87	ブロモジフルオロプロパン	
88	ブロモフルオロプロパン	
89	ブロモクロロメタン	C-Ⅲ
90	臭化メチル	E-Ⅰ

付表７． POPs条約 附属書A、B、C

No.	CAS 番号	名称	附属書
1	309-00-2	アルドリン	A
2	57-74-9	クロルデン	A
3	143-50-0	クロルデコン	A
4	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル	A
5	13560-89-9 等	デクロランプラス	A
6	115-32-2 等	ジコホル	A
7	60-57-1	ディルドリン	A
8	72-20-8	エンドリン	A
9	76-44-8	ヘプタクロル	A
10	36355-01-8	ヘキサブロモビフェニル	A
11	3194-55-6 等	ヘキサブロモシクロドデカン (別名 HBCDD)	A
12	68631-49-2 等	ヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテル	A
13	118-74-1	ヘキサクロロベンゼン（別名 HCB）	A、C
14	87-68-3	ヘキサクロロブタジエン	A、C
15	319-84-6	アルファーヘキサクロロシクロヘキサン	A
16	319-85-7	ベーターヘキサクロロシクロヘキサン	A
17	58-89-9	リンデン	A
18	72-43-5 等	メトキシクロル	A
19	2385-85-5	マイレックス	A
20	608-93-5	ペンタクロロベンゼン（別名 PeCB）	A、C

No.	CAS 番号	名称	附属書
21	87-86-5 等	ペンタクロロフェノール（別名 PCP）、その塩及びエステル類	A
22	–	ポリ塩化ビフェニル（別名 PCB）	A、C
23	70776-03-3 等	ポリ塩化ナフタレン（塩素数2～8のものを含む）	A、C
24	335-67-1 等	ペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）とその塩及びPFOA関連物質	A
25	355-46-4 等	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩及びPFHxS関連物質	A
26	68920-70-7 等	短鎖塩素化パラフィン（別名 SCCP）	A
27	115-29-7 等	エンドスルファン	A
28	5436-43-1 等	テトラブロモジフェニルエーテル 及びペンタブロモジフェニルエーテル	A
29	8001-35-2	トキサフェン	A
30	25973-55-1	UV-328	A
31	50-29-3	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン（別名 DDT）	B
32	1763-23-1 等	ペルフルオクタンスルホン酸（別名 PFOS）とその塩，ペルフルオロオクタンスルホニルフオリド（別名 PFOSF）	B
33	–	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（別名 PCDD）	C
34	–	ポリ塩化ジベンゾフラン（別名 PCDF）	C

付表８．SWCCグループが独自に使用を禁止する塩素系有機溶剤

No.	CAS 番号	名称
1	75-09-2	ジクロロメタン
2	79-01-6	トリクロロエチレン
3	127-18-4	テトラクロロエチレン

付表９．EU RoHS指令制限物質

No.	CAS 番号	名称	最大許容濃度
1	–	カドミウム及びその化合物	0.01%(100ppm)
2	–	六価クロム化合物	0.1%(1000ppm)
3	–	鉛及びその化合物	0.1%(1000ppm)
4	–	水銀及びその化合物	0.1%(1000ppm)
5	92-66-0 等	ポリブロモビフェニル（PBB）類	0.1%(1000ppm)
6	101-55-3 等	ポリブロモジフェニルエーテル（PBDE）類	0.1%(1000ppm)
7	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)（DEHP）	0.1%(1000ppm)
8	85-68-7	フタル酸ブチルベンジル（BBP）	0.1%(1000ppm)
9	84-74-2	フタル酸ジブチル（DBP）	0.1%(1000ppm)
10	84-69-5	フタル酸ジイソブチル（DIBP）	0.1%(1000ppm)

＊当社が指定するRoHS指令対象外の製品には適用しません。

様式１

お取引先様の環境保全活動の評価票

貴社名	
事業所名	
事業所住所	
業態	□メーカ　□商社 □その他（　　）

作成日	
所属部門	
責任者氏名	
担当者氏名	
担当者TEL	
担当者e-mail	

①環境マネジメントシステム（EMS）

・各評価項目につきまして、該当する方（Yes／No）へ「○」をご記入下さい。

No.	評価項目		Yes	No
1	EMS を構築している。			
2	環境に関する企業理念がある。			
3	環境に関する方針を定めている。			
4	環境に関する法規制を順守する仕組みがある。			
5	環境に関する取り組みを推進、管理する組織体制、責任者が定められている。			
6	環境に関する目標、計画を立案し、実行する仕組みがある。			
7	環境に関する教育、訓練、啓発を実施している。			
8	自社の環境に関する取り組み、自社製品の環境に関する情報を開示している。			
9	環境に関する監査を定期的に実施している。			
10	EMS 第三者認証の取得状況 主な 例 ISO14001,エコアクション21,など	EMS の種類： 有効期限： 認証機関： 認証 No.：		

②環境保全活動

・各評価項目につきまして、該当する方（Yes／No）へ「○」をご記入下さい。

No.	評価項目	Yes	No
1	大気汚染に関する環境影響を評価、管理し、改善に努めている。		
2	水質汚濁に関する環境影響を評価、管理し、改善に努めている。		
3	土壌汚染に関する環境影響を評価、管理し、改善に努めている。		
4	悪臭、騒音、振動に関する環境影響を評価、管理し、改善に努めている。		
5	エネルギー消費量を管理し、削減する活動を実施している。		
6	資源消費量を管理し、削減する活動を実施している。		
7	廃棄物量を管理し、削減する活動を実施している。		
8	化学物質を管理し、環境負荷を低減する活動を実施している。		
9	温室効果ガスの排出量を管理し、削減する活動を実施している。		
10	納入品について、環境負荷を評価するアセスメントを実施している。		
11	納入品に付帯する、包装材料、梱包材料を管理し、環境負荷を低減する活動を実施している。		
12	生物多様性保全に関する活動を実施している。		
13	物流における環境保全に取り組んでいる。（モーダルシフト、低公害車採用など）		
14	グリーン調達に取り組んでいる。		
15	当社グループへの納入品には、本ガイドラインおよび部門から指定された禁止物質を含有していない。		
16	当社グループへの納入品に含有される化学物質の管理を適正に実施し、含有状況調査などに速やかに対応できる。		

改訂履歴

2007.7.1	第 1 版	制定	
2009.10.1	第 2 版	改訂	運用方法で資材調達部門を昭和電線グループ各社に変更しました。
2014.5.1	第 3 版	改訂	①適用範囲で、適用除外をより明確にしました。 ②製品含有化学物質の含有調査方法の記述を簡素化しました。
2018.11.1	第 4.0 版	改訂	①調達品の含有化学物質の管理区分を変更し、併せて具体的なリストを改訂追加しました。 ②含有化学物質調査ツールの代表例を追加、削除しました。 ③様式 1 お取引先様の環境保全活動の評価票を簡素化しました。 ④本文を全面的に見直しました。（必要最小限の内容に修正）
2023.4.1	第 5.0 版	改訂	①グループ名を昭和電線グループから SWCC グループに変更しました。 ②各付表に記載の化学物質につきまして最新状態に見直しを行いました。
2024.12.24	第 6.0 版	改訂	①本文の内容を整理し、一部変更を行いました。 ②各付表に記載の化学物質につきまして最新状態に見直しを行いました。 ③様式 1 評価票の配点および評価項目内容につきまして一部見直しを行いました

発行元
SWCC 株式会社　サステナビリティ推進部